

子どもの貧困調査研究コンソーシアム
秘密情報の管理・利用に関する方針

(目的)

第1条 本方針は、子どもの貧困調査研究コンソーシアム規約（以下、「規約」という。）第3条が定める秘密情報について、研究参加者等が利用する際の方針を定めるものである。

(定義)

第2条 本方針において用いる語句の定義は、以下のとおりとする。

- 「利用者」とは、本方針に基づき、子どもの貧困調査研究コンソーシアム秘密情報管理委員会（以下、「秘密情報管理委員会」という。）に対し秘密情報の提供を申請し、秘密情報の利用を行う者をいう。
- 「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。
- 「情報システム」とは、秘密情報の集計・分析又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアローンパーソナルコンピュータも含む。
- 「学術機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学もしくは高等専門学校、または日本学術会議協力学術研究団体、またはその他、秘密情報管理委員会が学術の振興を主たる目的とする機関であると認めたものとする。

(利用者)

第3条 子どもの貧困調査研究コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が管理する秘密情報は以下の個人が利用することが出来る。

- 規約第6条に定める研究参加者
- 研究参加者が所属する大学において、研究参加者を制度上の指導教員とする大学院生であり、秘密情報の利用にあたって指導教官の管理・監督を受けられる者

(秘密情報の提供に関する申請)

第4条

1. 利用者は、別紙様式1により秘密情報管理委員会に秘密情報の提供を申請するものとする。
2. 研究参加者が所属する参加機関において、研究参加者を制度上の指導教員とする大学院生が秘密情報の利用を希望する場合は、指導教員と共同して秘密情報管理委員会に秘密情報の提供を申請するものとする。その際、指導教員は大学院生と同様に本方針

が定める利用者としての責務を遵守するとともに、大学院生が本方針を遵守することに責任を持つものとする。

3. 秘密情報の提供に関する申請は、その申請が承認された年度の3月末日まで有効とする。
4. 利用者は、秘密情報の利用もしくは研究成果の公表が、申請が承認された年度の3月末日を過ぎる場合は、秘密情報管理委員会に再度、秘密情報の提供を申請する必要がある。

(秘密情報の提供に関する申請の承認)

第5条 秘密情報管理委員会は、以下の場合に、利用者の秘密情報の提供に関する申請を承認する。

- 学術研究の用に供することを主たる目的とするものであること
- 秘密情報を利用して行った学術研究の成果が公表され、社会に還元されること
- 第6条に定める秘密情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること
- 秘密情報の提供に関する申請の際に、誓約書（別紙様式2）が提出されていること

(秘密情報の管理)

第6条 利用者はコンソーシアムが提供した秘密情報を利用する際には以下の措置を講ずるものとする。

- 秘密情報の利用場所（秘密情報ファイルの保管を含む）は、施錠可能な物理的な場所に限定されるとともに、秘密情報の利用時に秘密情報の利用場所に存在する者が制限される、又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理を行う。
- 秘密情報は限定された媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。また、秘密情報を利用する電子計算機がワイヤー等で固定される。さらに、利用場所から秘密情報が不正に持ち出されないための保安対策が図られている。
- 複製した秘密情報及び集計作業等によって生成される中間生成物の削除、秘密情報等が記録された機器等の廃棄は、専用ツールを用いるなどにより復元不可能な手段で行う。
- 秘密情報を使用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策が図られ、利用者以外の者が秘密情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない。
- 秘密情報を使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等の不正アクセス行為防止措置が図られている。
- 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機を利用する場合は、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に秘密情報及び中間生成物を残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を

行うなど、秘密情報及び中間生成物（廃棄物含む）の漏えい等事故を防止するための措置が行われる。

（秘密情報の漏えい、滅失又は毀損の発生）

第7条

1. 利用者は、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を図るとともに、秘密情報管理委員会細則第4条に定める所属する参加機関の秘密情報管理委員会委員（以下、「管理委員」という。）に報告するものとする。
2. 1に定める報告を受けた管理委員は、利用者と協力して、直ちに被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を図るとともに、秘密情報管理委員会に報告するものとする。

（研究成果の公表）

第8条

1. 利用者は、本方針に基づきコンソーシアムより提供を受けた秘密情報を用いた研究成果を、利用者の運営する学術目的のホームページ等、学術機関のホームページ、学術機関が主催する学会大会等、学術機関が発行する学術雑誌、規約第1条に定めたコンソーシアムの目的にかなう書籍などの刊行物もしくは講演会等において、口頭もしくは文章で公表することが出来る。なお、その際、コンソーシアムより秘密情報の提供を受けた旨を適切な方法で明示するものとする。
2. 利用者が、本方針に基づきコンソーシアムより提供を受けた秘密情報を用いた研究成果を公表する場合は、その30日前までに、別紙様式3をもって、秘密情報管理委員会に利用報告するものとする。
3. 利用者が、本方針に基づきコンソーシアムより提供を受けた秘密情報を用いた研究成果を公表した場合は、利用期間終了後1か月以内に別紙様式4ならびに当該資料をもって、秘密情報管理委員会に成果報告するものとする。

（秘密情報の消去）

第9条 利用者は、第4条3に定める秘密情報の申請に関する有効期間が終了後、直ちに秘密情報ならびに関連する中間生成物の全てを第6条に定める方法にて消去するとともに、利用期間終了後1か月以内にこれら利用後の処置について、別紙様式5にて秘密情報管理委員会に報告するものとする。

（秘密情報の使用禁止通知）

第10条 子どもの貧困調査研究コンソーシアム運営委員会は、規約第13条の規定に基づ

き、利用者による本方針の違反について秘密情報管理委員会への報告があった場合には、当該利用者が所属する参加機関の秘密情報の使用を禁止することが出来る。

(コンソーシアム参加の取り消し)

第 11 条 子どもの貧困調査研究コンソーシアム運営委員会は、規約第 15 条 1 の規定に基づき、利用者による本方針の違反について秘密情報管理委員会への報告があった場合には、当該利用者が所属する参加機関のコンソーシアムへの参加を取り消すことが出来る。

別紙様式 1

別紙様式 2

別紙様式 3

別紙様式 4

別紙様式 5